

西条市総合教育会議運営要綱の一部を改正する告示案新旧対照表（案）

西条市総合教育会議運営要綱（平成27年5月18日西条市総合教育会議制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（会議の構成員等）</u></p> <p><u>第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会により構成する。</u></p> <p><u>2 総合教育会議には、次に掲げる所属職員を関係職員として出席させることができる</u></p> <p><u>（1）経営戦略部</u></p> <p><u>（2）教育委員会事務局</u></p> <p><u>3 前項の規定に関わらず、総合教育会議は、協議を行うに当たって必要と認めるときは、他の関係職員及び学識経験を有するもの等関係者から意見を聞くことができる。</u></p> <p>（事務局）</p> <p>第6条 総合教育会議の事務局は、<u>政策企画課</u>とする。</p>	<p><u>（意見の聴取）</u></p> <p><u>第3条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者又は学識経験を有するものから意見を聞くことができる。</u></p> <p>（事務局）</p> <p>第6条 総合教育会議の事務局は、<u>教育総務課</u>とする。</p>

附 則

この規程は、令和5年〇月〇日から施行する。